

## 資料編



1. 耐震改修促進法の概要	資-1
2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要	資-3
3. 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード 6 以上）	資-4
4. 岡山市で想定される地震及びその被害	資-7
5. 現状の耐震化率の推計方法	資-11
6. 耐震化すべき住宅戸数の推計方法	資-12
7. 岡山市・岡山県が定める避難路	資-13
8. 避難路で接続する防災拠点等一覧	資-17
9. 特定建築物一覧表（危険物含む）	資-18
10. 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）	資-20

## 1. 耐震改修促進法の概要

### ○促進法の概要（平成7年）

#### （1）特定建築物の所有者の努力

特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震基準で建築された建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない。

#### （2）指導及び助言ならびに指示等の実施

所管行政庁（建築主事を置く行政庁）は、特定建築物の耐震診断、耐震改修について必要な指導及び助言ならびに指示等をすることができる。

#### （3）耐震改修の計画の認定

耐震改修をしようとする者は、耐震改修の計画について所管行政庁に認定を申請することができ、所管行政庁は、当該計画が耐震関係規定またはこれに準ずる基準に適合している等の要件に該当するときは、その認定をすることができる。

#### «耐震改修の計画の認定の特例»

計画の認定を受けることで建築基準法の緩和・特例が適用されます。

##### ① 既存不適格建築物の制限の緩和

（改修による床面積増による容積率等の不適合）

##### ② 耐火建築物に係る制限の緩和（柱の鋼板補強による耐火建築物の不適合）

##### ③ 建築確認手続きの特例（認定により建築確認とみなす）

### ○促進法改正のポイント（平成18年）

#### （1）国民の努力義務

国民は、地震に対する安全性の確保とその向上を図るよう努めること。

#### （2）耐震化の計画的実施

県は耐震改修促進計画を策定し、計画的な耐震化の実施に取組むこと。

市は区域内の建築物の耐震化の促進を図るための計画を定めるよう努めること。

#### （3）建築物に対する指導の強化

特定建築物となる建築物の要件・規模を拡充すること。

特定建築物の所有者等が、正当な理由もなく耐震化の指示に従わない場合は、この旨を公表することができること。

#### «特定建築物»

旧耐震基準で建築された①～③の建築物。

- ① 学校、病院、集会場、百貨店、事務所等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ② 火薬類、石油類等の危険物を一定数量以上貯蔵または処理する用途に供する建築物
- ③ 倒壊により地震時に通行を確保すべき道路を閉塞するおそれのある建築物

## ○促進法改正のポイント（平成 25 年）

### （1）建築物の耐震化促進のための規制強化

（現行）特定建築物のうち特に必要なものについて耐震診断、耐震改修についての指示、指示に従わない場合はその旨の公表。

#### ①耐震診断とその報告の義務付け、耐震診断結果の公表

要緊急安全確認 大規模建築物 (法附則第3条)	○病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの：平成 27 年末までに報告 ○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの：平成 27 年末までに報告
要安全確認計画 記載建築物 (耐震改修促進計画に位置づけ) (法第7条～第13条)	※耐震改修促進計画に記載することができる（記載することにより効力）。 ○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物：耐震改修促進計画に定める期限までに報告 ○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（通行障害既存耐震不適格建築物）：同上の期限までに報告 ※市町村も耐震改修促進計画に該当する道路を記載できる。

#### ②全ての建築物の耐震化を促進（法第 16 条）

○住宅や小規模建築物等についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。

### （2）建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

#### ①耐震改修計画の認定（法第 17 条）

○地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままで可とする特例（建ぺい率、容積率に係る特例の追加）。

#### ②区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（法第 25 条）

○大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和（区分所有法の特例：3／4→1／2）。

#### ③耐震性に係る表示制度（任意）（法第 22 条）

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

## ○促進法施行令改正のポイント（平成 31 年）

### 【耐震診断の義務付け・結果の公表】

#### （1）要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置づけ）

都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に、建物に附属するブロック塀等を対象に追加

⇒災害時における建築物の倒壊による道路閉塞を防止するため

## 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

### (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- ・住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識的に取り組む。国・地方公共団体は所有者等の取組みをできる限り支援する。
- ・公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも耐震化を推進する。
- ・所管行政庁は、法に基づく指導等の措置を適切に実施する。  
(耐震診断義務付け対象建築物、指示対象建築物、指導・助言対象建築物)
- ・計画の認定を適切かつ速やかに実施し、耐震改修を促進する。
- ・耐震診断、耐震改修に係る助成措置の整備、耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努める。
- ・相談体制や情報提供の充実を図る。
- ・専門家・事業者の育成等を進めるとともに、地域における取組みを推進する。
- ・ブロック塀の倒壊、窓ガラス等の落下、エレベーター内の閉じ込め等の対策を促進する。

### (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- ・住宅については令和十七年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和十二年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

### (3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- ・建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示する。

### (4) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- ・地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進する。

### (5) 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- ・都道府県は耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行う。
- ・建築物の用途ごとに耐震化の目標を定め、一定期間ごとに検証する。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表をするとともに耐震化の目標を設定する。
- ・緊急輸送道路等を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載する。
- ・所有者等に対する助成制度、地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等を記載する。
- ・市町村における耐震改修促進計画の策定内容については都道府県に準ずる。

### 3. 国内で近年発生した主な地震（マグニチュード 6 以上）

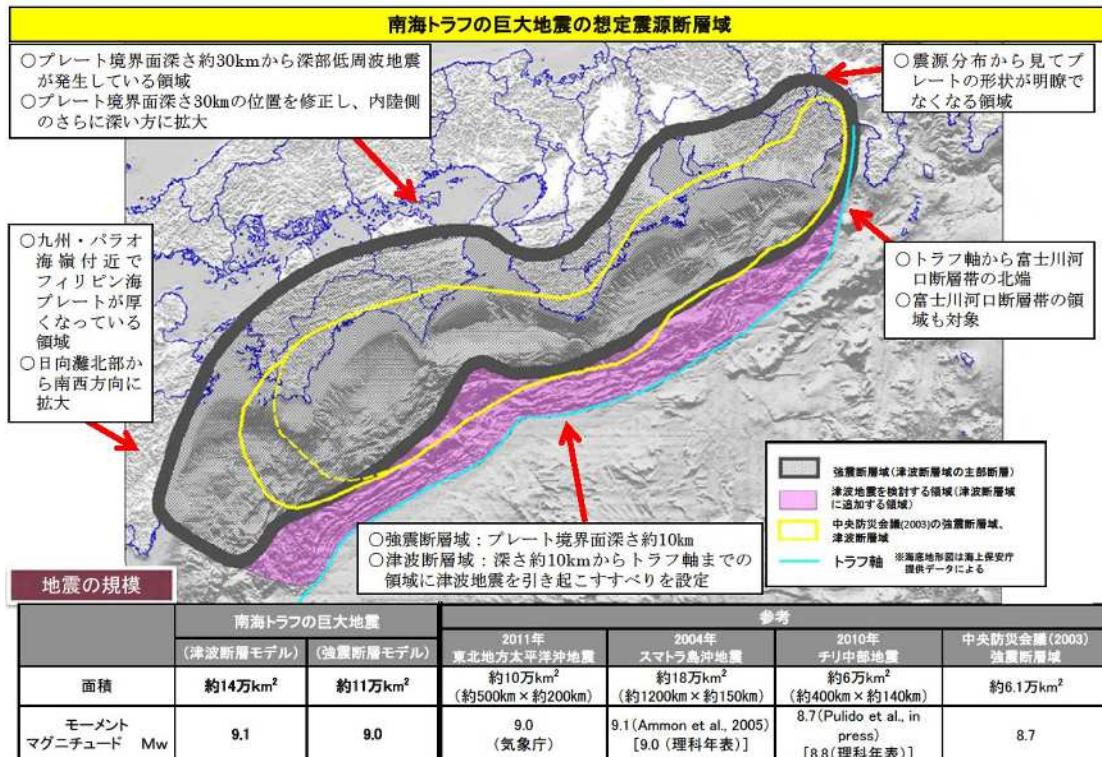
発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	死傷者
平成 7.1	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	7.3	死者約 6,400 人 負傷者約 4 万人
平成 8.8	秋田県内陸南部	6.1	負傷者 16 人
平成 9.3	鹿児島県薩摩地方	6.6	負傷者 37 人
平成 9.5	鹿児島県薩摩地方	6.4	負傷者 74 人
平成 9.6	山口県北部	6.6	負傷者 2 人
平成 10.5	石垣島南方沖	7.7	
平成 10.9	岩手県内陸北部	6.2	負傷者 9 人
平成 11.5	釧路支庁中南部	6.3	負傷者 2 人
平成 12.1	根室半島南東沖	7.0	負傷者 2 人
平成 12.6	千葉県東方沖	6.1	負傷者 1 人
平成 12.6	石川県西方沖	6.2	負傷者 3 人
平成 12.7	新島・神津島・三宅島近海	6.5	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 12.10	鳥取県西部地震	7.3	負傷者 182 人
平成 13.3	芸予地震	6.7	死者 2 人、負傷者 288 人
平成 13.8	青森県東方沖	6.4	負傷者 1 人
平成 14.10	青森県東方沖	6.1	負傷者 2 人
平成 14.11	宮城県沖	6.3	負傷者 1 人
平成 15.5	宮城県沖	7.1	負傷者 174 人
平成 15.7	宮城県北部	6.4	負傷者 677 人
平成 15.9	十勝沖地震	8.0	死者 2 名、負傷者 849 人
平成 16.9	紀伊半島沖、東海道沖	7.4	負傷者 42 人
平成 16.10	新潟県中越地震	6.8	死者 68 人、負傷者 4,805 人
平成 16.11	釧路沖	7.1	負傷者 52 人
平成 16.12	釧路沖	6.9	負傷者 12 人
平成 16.12	留萌支庁南部	6.1	負傷者 8 人
平成 17.1	釧路沖	6.4	負傷者 1 人
平成 17.3	福岡県西方沖	7.0	死者 1 人、負傷者 1,087 人
平成 17.4	千葉県北東部	6.1	負傷者 1 人
平成 17.7	千葉県北西部	6.0	負傷者 38 人
平成 17.8	宮城県南部地震	7.2	負傷者 100 人
平成 17.10	茨城県沖	6.3	負傷者 2 人
平成 17.12	宮城県沖	6.1	負傷者 1 人
平成 18.6	大分県西部	6.2	負傷者 8 人
平成 19.3	能登半島地震	6.9	死者 1 人、負傷者 359 人
平成 19.7	新潟県中越沖地震	6.8	死者 15 人、負傷者 2,346 人
平成 20.5	茨城県沖	7.0	負傷者 6 人
平成 20.6	岩手県内陸南部	7.2	死者 17 人、負傷者 426 人
平成 20.7	岩手県沿岸北部	6.8	死者 1 人、負傷者 211 人
平成 21.8	駿河湾	6.5	死者 1 人、負傷者 319 人
平成 22.2	沖縄本島近海	7.2	負傷者 2 人
平成 22.3	福島県沖	6.7	負傷者 1 人
平成 23.3	三陸沖	7.3	負傷者 2 人 【平成 23 年 3 月 10 日現在】
平成 23.3	三陸沖（平成 23 年東北 地方太平洋沖地震） (東日本大震災)	9.0	死者 19,729 人、不明 2,559 人 負傷者 6,233 人 【令和 2 年 3 月 1 日現在】

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	死傷者
平成 23.3	長野県・新潟県県境付近	6.7	死者 3 人、負傷者 57 人 【平成 29 年 3 月 31 日現在】
平成 23.3	静岡県東部	6.4	負傷者 80 人 【平成 24 年 9 月 11 日現在】
平成 23.4	宮城県沖	7.2	死者 4 人、負傷者 296 人
平成 23.4	福島県浜通り	7.0	死者 4 人、負傷者 10 人
平成 23.4	福島県中通り	6.4	負傷者 1 人
平成 23.7	福島県沖	6.5	負傷者 11 人
平成 23.8	駿河湾	6.2	負傷者 13 人
平成 23.8	福島県沖	6.5	負傷者 2 人
平成 24.3	千葉県東方沖	6.1	死者 1 人、負傷者 1 人
平成 24.3	岩手県沖	6.6	負傷者 2 人
平成 24.12	三陸沖	7.3	死者 1 人、負傷者 15 人
平成 25.2	十勝地方南部	6.5	負傷者 14 人
平成 25.4	淡路島付近	6.3	負傷者 35 人
平成 25.4	三宅島近海	6.2	負傷者 1 人
平成 25.8	宮城県沖	6.0	負傷者 4 人
平成 25.10	福島県沖	7.1	負傷者 1 人 【平成 25 年 10 月 26 日現在】
平成 26.3	伊予灘	6.2	負傷者 21 人
平成 26.5	伊豆大島近海	6.0	負傷者 15 人
平成 26.7	福島県沖	7.0	負傷者 1 人
平成 26.11	長野県北部	6.7	負傷者 46 人 【平成 27 年 1 月 5 日現在】
平成 27.5	小笠原諸島西方沖	8.1	負傷者 8 人
平成 28.1	浦河沖	6.7	負傷者 2 人 【平成 29 年 2 月 21 日現在】
平成 28.4～	熊本県熊本地方など（平成 28 年（2016 年）熊本地震）	7.3	死者 273 人、負傷者 2,809 人 【平成 31 年 4 月 12 日現在】
平成 28.10	鳥取県中部	6.6	負傷者 32 人 【平成 30 年 3 月 22 日現在】
平成 28.11	福島県沖	7.4	負傷者 21 人 【平成 29 年 11 月 9 日現在】
平成 28.12	茨城県北部	6.3	負傷者 2 人 【平成 29 年 11 月 9 日現在】
平成 30.4	島根県西部	6.1	負傷者 9 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
平成 30.6	大阪府北部	6.1	死者 6 人、負傷者 462 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
平成 30.9	胆振地方中東部（平成 30 年北海道胆振東部地震）	6.7	死者 43 人、負傷者 782 人 【令和元年 8 月 20 日現在】
令和 1.5	日向灘	6.3	負傷者 3 人 【令和 2 年 9 月 30 日現在】
令和 1.6	山形県沖	6.7	負傷者 43 人 【令和 2 年 9 月 30 日現在】
令和 1.8	福島県沖	6.4	負傷者 1 人 【令和元年 9 月 30 日現在】
令和 2.6	千葉県東方沖	6.1	負傷者 2 人 【令和 3 年 2 月 26 日現在】

発生年	地震名称もしくは発生地	マグニチュード	死傷者
令和 2. 9	宮城県沖	6. 2	負傷者 1 人 【令和 2 年 9 月 14 日現在】
令和 2. 12	青森県東方沖	6. 5	負傷者 1 人 【令和 2 年 12 月 28 日現在】
令和 3. 2	福島県沖	7. 3	死者 1 人、負傷者 186 人 【令和 3 年 3 月 29 日現在】
令和 3. 3	宮城県沖	6. 9	負傷者 11 人 【令和 3 年 3 月 29 日現在】
令和 3. 5	宮城県沖	6. 8	負傷者 4 人 【令和 3 年 5 月 10 日現在】
令和 4. 1	日向灘	6. 6	負傷者 13 人 【令和 4 年 1 月 24 日現在】
令和 4. 3	福島県沖	7. 4	死者 4 人、負傷者 247 人 【令和 4 年 11 月 18 日現在】
令和 5. 5	能登半島沖	6. 5	死者 1 人、負傷者 52 人 【令和 6 年 3 月 6 日現在】
令和 5. 6	苫小牧沖	6. 2	負傷者 1 人 【令和 5 年 6 月 19 日現在】
令和 6. 1	石川県能登地方（令和 6 年 能登半島地震）	7. 6	死者 634 人、負傷者 1,398 人 【令和 7 年 8 月 5 日現在】
令和 6. 4	岩手県沿岸北部	6. 0	負傷者 2 人 【令和 6 年 4 月 9 日現在】
令和 6. 4	台湾付近	7. 7	負傷者 2 人 【令和 6 年 4 月 5 日現在】
令和 6. 4	豊後水道	6. 6	負傷者 14 人 【令和 7 年 3 月 24 日現在】
令和 6. 8	日向灘	7. 1	負傷者 14 人 【令和 7 年 3 月 24 日現在】
令和 7. 1	日向灘	6. 6	負傷者 4 人 【令和 7 年 1 月 21 日現在】

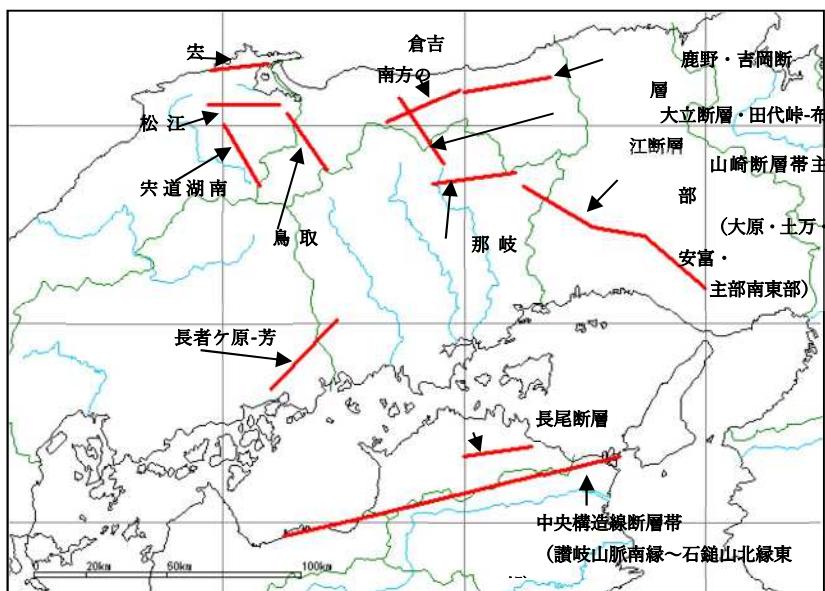
資料：「日本付近で発生した主な被害地震」（気象庁 HP）をもとに作成

#### 4. 岡山市で想定される地震及びその被害



資料：「南海トラフ巨大地震対策について～南海トラフ巨大地震の地震像」(H25.5.28、中央防災会議、防災対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ)

図 資4-1 南海トラフ地震の震源域位置図



資料：「被害想定本編（地震動編）」（平成25年7月、岡山県）をもとに作成

図 資4-2 断層型地震の断層面

表 資4-1 岡山市地震・津波被害想定調査における  
南海トラフ巨大地震による岡山市の想定被害（建物・人的被害）

算定項目		想定シーン ①冬深夜	想定シーン ②冬夕方	想定シーン ③夏正午	単位	
建物被害	揺れ	全壊棟数 ※()内は非住家含む	約4,400(約13,000)		棟	
		半壊棟数 ※()内は非住家含む	約33,000(約75,000)		棟	
	津波	全壊棟数 ※()内は非住家含む	約2,200(約6,400)		棟	
		半壊棟数 ※()内は非住家含む	約21,000(約45,000)		棟	
	液状化	全壊棟数 ※()内は非住家含む	約400(約900)		棟	
		半壊棟数 ※()内は非住家含む	約15,000(約19,000)		棟	
	急傾斜地	焼失棟数 ※()内は非住家含む	約10(約10)		棟	
	火災	全壊棟数 ※()内は非住家含む	約1,000 (約1,200)	約5,400 (約8,300)	約1,000 (約1,800)	棟
	建物被害合計(全壊+焼失棟数) ※()内は非住家含む		約8,000 (約22,000)	約12,000 (約29,000)	約8,000 (約22,000)	棟
人的被害	揺れ +液状化	死者数	約400	約300	約200	人
		負傷者数	約8,300	約4,200	約3,900	人
		重傷者数	約500	約300	約200	人
	津波	死者数	約1,000	約900	約800	人
		影響人口	約100,000	約100,000	約100,000	人
	火災	死者数	約5	約30	約7	人
		重傷者数	約10	約60	約20	人
		軽傷者数	約100	約300	約100	人
	急傾斜地	死者数	約2	約2	約2	人
		負傷者数	約3	約3	約3	人
		重傷者数	約2	約2	約2	人
	死者数 計		約1,400	約1,200	約1,000	人
	避難者	避難所避難者数 (災害直後～1日)	約120,000	約120,000	約120,000	人
		避難所外避難者数 (災害直後～1日)	約59,000	約59,000	約59,000	人
		避難所避難者数 (1週間後)	約52,000	約57,000	約53,000	人
		避難所外避難者数 (1週間後)	約22,000	約24,000	約23,000	人
		避難所避難者数 (1月後)	約18,000	約19,000	約18,000	人
		避難所外避難者数 (1月後)	約41,000	約44,000	約42,000	人
帰宅困難者数 ※平日・昼の場合			約72,000		人	

資料：岡山市国土強靭化地域計画（令和7年3月）

表 資4-2 岡山市地震・津波被害想定調査における  
南海トラフ巨大地震による岡山市の想定被害（建物・人的被害）

算定項目		想定シーン ①冬深夜	想定シーン ②冬夕方	想定シーン ③夏正午	単位
その他被害	上水道	断水人口（発生直後）		約 470,000	人
	下水道	支障人口（発生直後）		約 440,000	人
	道路	揺れ		約 200	箇所
		津波		約 1,700	箇所
	鉄道	揺れ		約 200	箇所
		津波		約 200	箇所
	橋梁	被災する可能性が高い		0	箇所
		被災する可能性やや高い		約 200	箇所
	危険物施設	火災		0	施設
		流出		約 3	施設
		破損		約 40	施設
	宅地造成地 (10ha以上)	ランクA（危険度大）		約 1	箇所
		ランクB（危険度中）		約 2	箇所
		ランクC（危険度小）		約 4	箇所
	電力	停電（1日後） ※発生直後は100%停電		約 17,000	世帯
	通信	固定電話不通		約 46,000	回線
	災害廃棄物			約 130	万t
	資産等の被害			約 12,000	億円

資料：岡山市国土強靭化地域計画（令和7年3月）

表 資4-3 岡山県地震・津波被害想定調査における  
各想定地震の岡山市における想定最大震度

地震名	南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
想定震度	6強	5強	5弱	6弱	6弱	4	5強	5弱

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成25年7月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）  
(平成26年5月、岡山県)をもとに作成

表 資4-4 岡山県地震・津波被害想定調査における  
各想定地震の岡山市への影響（人的被害）

地震名	南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
冬深夜	死者数	1,557	0	0	0	0	0	0
	建物倒壊	209	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	6,132	119	0	79	65	0	6
	重傷者数	717	0	0	0	0	0	0
夏12時	死者数	1,130	0	0	0	0	0	0
	建物倒壊	112	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	4,933	114	22	86	72	0	5
	重傷者数	749	9	9	7	6	0	1
冬18時	死者数	1,168	1	0	1	0	0	0
	建物倒壊	143	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	5,158	142	49	107	90	0	8
	重傷者数	793	23	16	17	15	0	1

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成25年7月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）  
(平成26年5月、岡山県)をもとに作成

表 資4-5 岡山県地震・津波被害想定調査における  
各想定地震の岡山市への影響（建物被害）

地震名	南海トラフ	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯	長者ヶ原-芳井断層	倉吉南方の推定断層	大立・田代峠-布江断層	鳥取県西部地震
全壊	7,209	24	0	37	5	0	0	0
半壊	60,073	1,604	20	1,823	615	0	56	1

資料：岡山県地震・津波被害想定調査（平成25年7月、岡山県）、被害想定本編（被害想定結果編）  
(平成26年5月、岡山県)をもとに作成

## 5. 現状の耐震化率の推計方法

### ◆ 住宅の耐震化率の算出

住宅の耐震化率は、前回改定時に引き続き住宅・土地統計調査結果に基づいて算出しており、国の推奨する最新の推計方法に準じて算出しました。

令和5年住宅・土地統計調査の構造別・建て方別の年代不詳の住宅を昭和55年以前と昭和56年以降に按分しました。そのうえで、昭和55年以前の住宅については、国の推計方法にのっとり、平成20年～令和5年の住宅・土地統計調査における平成16年以降に「耐震診断をした」割合のうち、「耐震性が確保されていた」割合を用いて、耐震性十分の割合を推計しています。

昭和55年以前の耐震性ありの住宅、昭和56年以降の住宅、平成20年、平成25年、平成30年、令和5年の各調査で耐震工事をした総数の和を「耐震性を満たす戸数」としました。

上記によって算出した令和5年時点の住宅数をもとに、住宅総数の平成25年から令和5年の年間あたり増加数を勘案して令和6年度末の住宅総数を算出し、上記の算出方法により、令和6年度末の岡山市の住宅の耐震化率を推計しました。

表 資5-1 岡山市の住宅の耐震化率の推計（令和6年度末）

		総数		木造	非木造
		耐震性 あり	耐震性 なし		
昭和56年以降（戸）	267,540 100.0%	267,540 100.0%	0 0.00%	—	—
昭和55年以前（戸）	66,010 100.0%	23,790 36.0%	42,220 64.0%	51,880 78.6%	14,120 21.4%
				改修済 5,140	
				未改修 37,070	
総数（戸）		333,550			
	耐震性を満たす戸数	296,480			耐震化率
	耐震性が不足する戸数	37,070			88.9%

※「住宅・土地統計調査」（総務省）を用いて、国の算出方法に準じて集計

※四捨五入により、数値の合計が一致しない場合があります。

## 6. 耐震化すべき住宅戸数の推計方法

令和 12 年までに耐震化すべき住宅戸数は、住宅・土地統計調査結果に基づき、岡山県の推計方法に準じて算出しました。

資料 5-1 で示した手法を用いて平成 20 年～令和 5 年の推計値をもとに算出した令和 12 年の住宅総数約 355,450 戸に耐震化の目標値 95% を乗じて耐震化の目標戸数約 337,680 戸を算出しました。

令和 12 年の耐震化の目標戸数約 337,680 戸と、令和 12 年の耐震性を満たす住宅の推計値約 325,890 戸の差である約 11,790 戸が、令和 12 年までに耐震化が求められる住宅戸数となります。令和 7 年度以降、年間あたりでは約 1,970 戸の耐震化に取り組む必要があります。

表 資 6-1 岡山市の住宅の耐震化率の将来推計

			R5	R6	R12	増減 (R6～R12)			構成比		
						増減数	増減率	年あたり	R6	R12	
								増減数			
S55 以前 の住戸 (戸)	内訳	木造	53,200	51,880	43,980	▲7,900	-15.2%	▲1,320	78.6%	78.6%	
		非木造	14,480	14,120	11,970	▲2,150	-15.2%	▲360	21.4%	21.4%	
	合計		67,680	66,010	55,950	▲10,060	-15.2%	▲1,680	100.0%	100.0%	
	耐震性	あり	24,390	23,790	20,160	▲3,600	-15.2%	▲600	36.0%	36.0%	
		なし	43,290	42,220	35,790	▲6,430	-15.2%	▲1,070	64.0%	64.0%	
S56 以後の住戸 (戸)			262,220	267,540	299,500	31,960	11.9%	5,330			
総数 (戸)			329,900	333,550	355,450	21,900	6.6%	3,650			
	耐震性あり住戸		286,610	291,330	319,660	28,330	9.7%	4,720			
	改修戸数		4,960	5,140	6,220	1,080	21.0%	180			
	耐震性を満たす住戸		291,570	296,480	325,890	29,410	9.9%	4,900			
	耐震化率		88.4%	88.9%	91.7%	2.8%					

	R12	備考
住宅総数	355,450	
うち、耐震性を満たす住戸計	325,890	a
目標値（住宅総数の割合：95%）	337,680	b
R12 までに耐震化が求められる住宅戸数	11,790	c=b-a
年あたり (R7～R12 の 6 年間) (戸)	1,970	c ÷ 5

※「住宅・土地統計調査」（総務省）を用いて、国の算出方法に準じて集計

※ 四捨五入により、数値の合計が一致しない場合があります。

## 7. 岡山市・岡山県が定める避難路

表 資7-1 避難路①

- 道路の指定日：平成 28 年(2016 年)5 月
- 耐震診断結果の報告期限 令和 3 年(2021 年)3 月 31 日

路線名	区間
国道 2 号	市内の区間
国道 30 号	市内の区間
国道 53 号	市内の区間
国道 180 号	市内の区間（清心町～万成東町区間を除く）
国道 250 号	新京橋西～国富の区間
主要地方道岡山港線（県道 40 号線）	市内の区間
主要地方道岡山玉野線（県道 45 号線）	門田屋敷～新岡山港口の区間 江並～築港元町の区間
市道万成西町津島京町線	津島京町～万成東町の区間
市道錦町古京町線	内山下～古京の区間
山陽自動車道	国道 53 号～岡山 IC の区間
主要地方道岡山児島線（県道 21 号線）	野田西～大供東の区間
主要地方道岡山停車場線（県道 42 号線）	岡山駅～柳川の区間
主要地方道岡山賀陽線（県道 72 号線）	田益～三和の区間
主要地方道岡山吉井線（県道 27 号線）	柳川～内山下の区間
県道原尾島番町線（県道 402 号線）	弓之町～浜三丁目の区間
県道川入巖井線（県道 242 号線）	国道 180 号～野殿の区間
主要地方道岡山赤穂線（県道 96 号線）	岡山大学入口～中島の区間及び 瀬戸橋～赤磐警察前の区間
主要地方道妹尾御津線（県道 61 号線）	三和～空港の区間
主要地方道箕島高松線（県道 73 号線）	箕島～大内田の区間
市道南方柳町線	岡山駅～大供の区間
市道浜国富線	浜三丁目～国富の区間
市道いずみ町青江線	津島～いずみ町の区間
市道西川原 66 号線.	西川原～浜の区間
市道東川原 39 号線. 浜 62 号線	西川原～浜の区間
県道岡山倉敷線（県道 162 号線）	野田西～西長瀬の区間
県道大元停車場線（県道 173 号線）	大供～水道局前の区間
主要地方道西大寺山陽線（県道 37 号線）	国道 2 号～瀬戸橋の区間
主要地方道岡山牛窓線（県道 28 号線）	国道 2 号～東警察前、西大寺南の区間
市道鹿田町富田線	水道局前～東古松の区間
市道築港元町築港栄町線.	築港元町～浦安西町の区間
市道浦安南町築港栄町線	築港元町～浦安西町の区間
市道西大寺中野本町西大寺中 1 号線	東警察前～西大寺中の区間
市道鹿田町旭東町線	水道局前～清輝橋の区間
市道学南町 1 号線	岡山大学入口～岡山大学の区間
市道高島小橋町線	中島～岡山市中消防署の区間
市道中島 48 号線	中島～岡山市中消防署の区間
市道祇園藤原西町線	中仙道～北長瀬駅の区間
市道中仙道北長瀬線	中仙道～北長瀬駅の区間
市道泉田福成線. 芳泉福田線	泉田～芳泉高校の区間

表 資 7-2 避難路②

- 道路の指定日：令和 3 年(2021 年)3 月  
○耐震診断結果の報告期限 令和 8 年(2026 年)3 月 31 日

路線名	区間
主要地方道岡山吉井線（県道 27 号線） 県道津高法界院停車場線 市道大和町 1 号線 市道半田町 2 号線	大和町交差点 ～陸上自衛隊三軒屋駐屯地の区間

表 資 7-3 避難路③

- 道路の指定日：令和 8 年(2026 年)3 月  
○耐震診断結果の報告期限 令和 13 年(2031 年)3 月 31 日

路線名	区間
主要地方道岡山牛窓線（県道 28 号線） 県道九幡中野線（県道 177 号線）	国道 2 号～西大寺南の区間 西大寺南～岡山西大寺病院前の区間
市道築港元町築港栄町線。 市道藤田浦安南町線	築港元町～藤田の区間
市道表町 12 号線 市道中山下 5 号線	田町交差点 ～川崎医科大学総合医療センターの区間

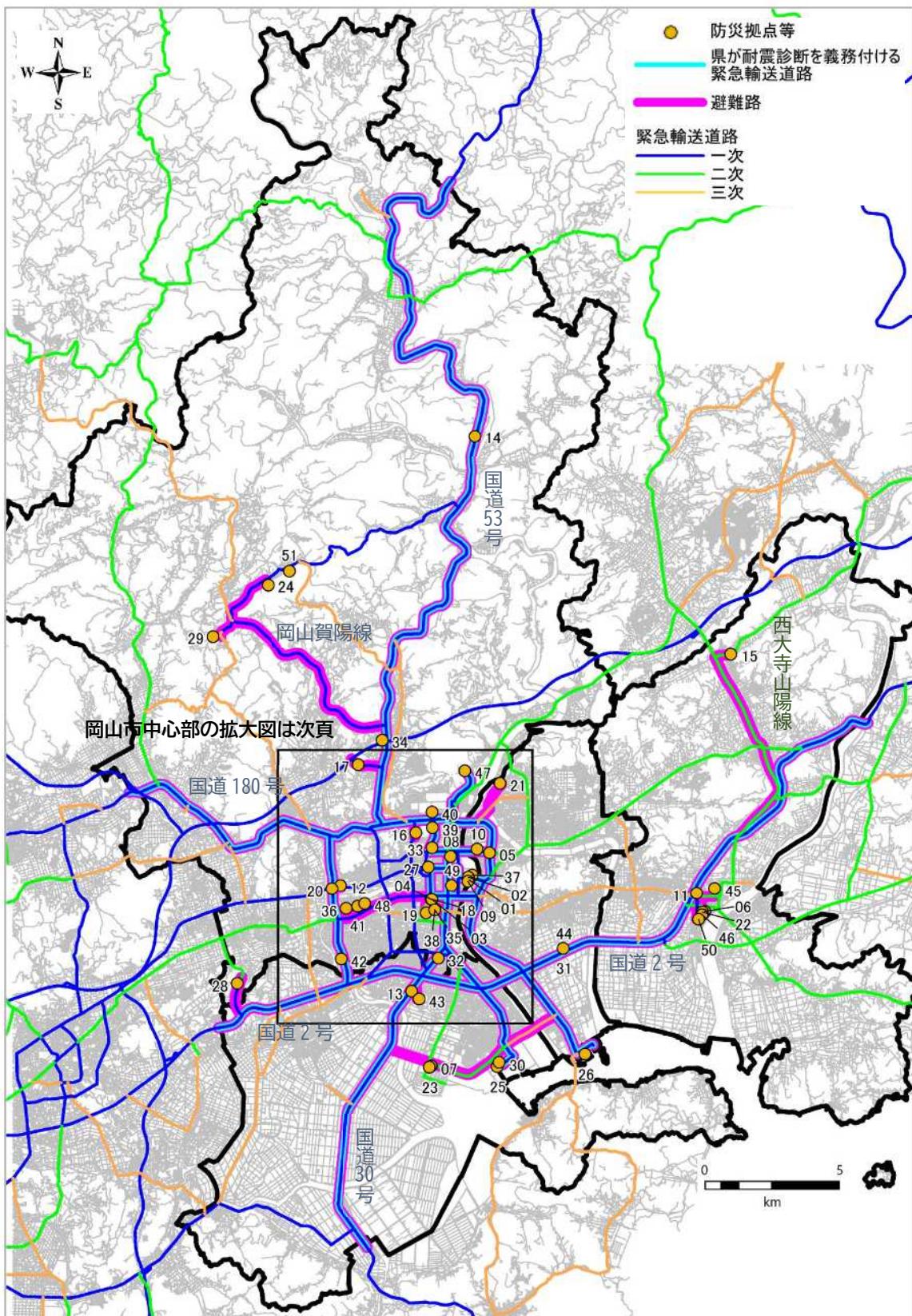


図 資7-1 避難路位置図（市全体）

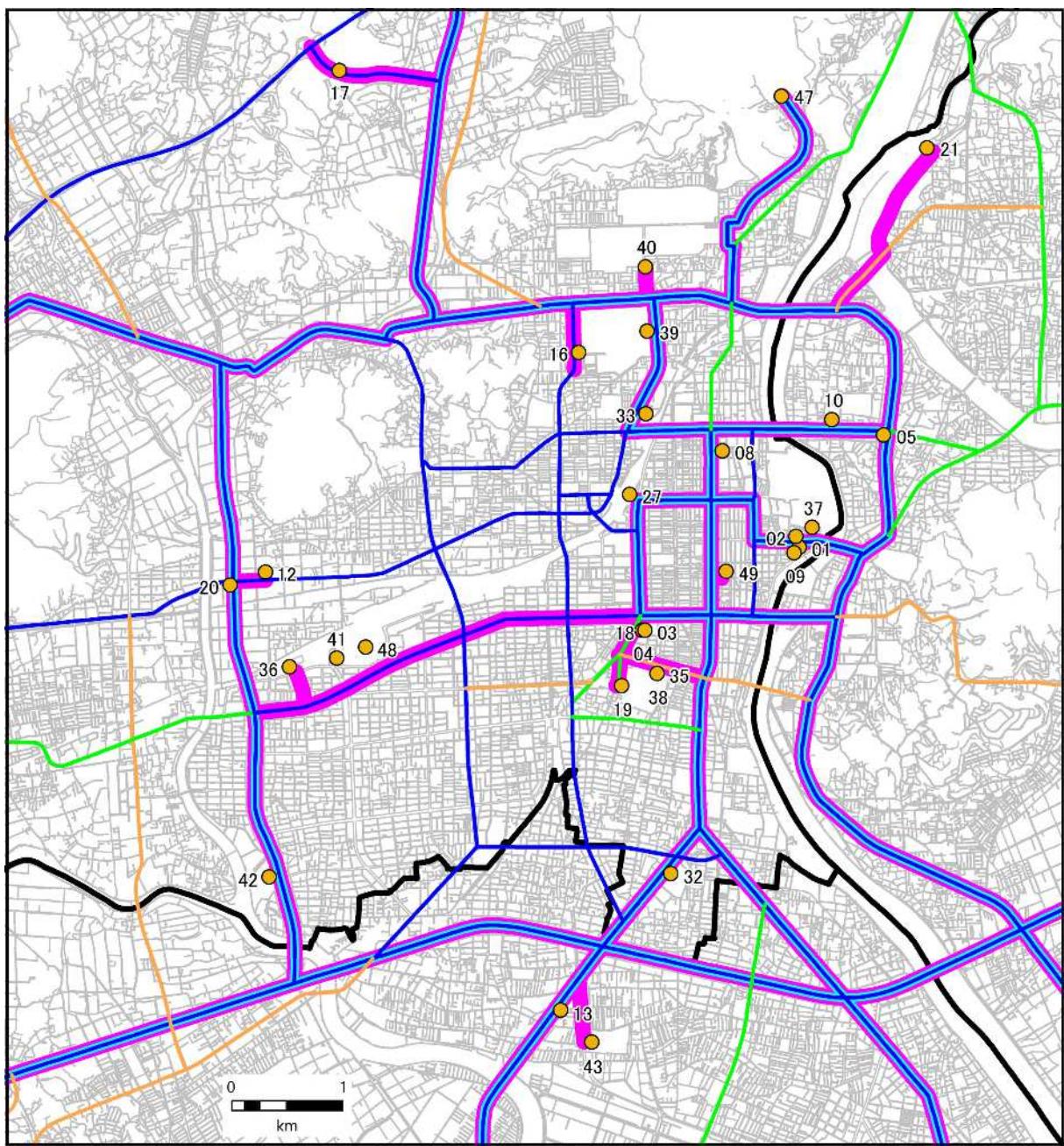


図 資7-2 避難路位置図（市中心部）

### 8. 避難路で接続する防災拠点等一覧

表 資8-1 接続する防災拠点等一覧

NO	名称	種別	備考
1	岡山県庁	県庁等（1次）	
2	岡山県立図書館	県庁等（1次）	
3	岡山市役所	市町村役場（1次）	
4	岡山市北区役所	市町村役場（2次）	
5	岡山市中区役所	市町村役場（2次）	
6	岡山市東区役所	市町村役場（2次）	
7	岡山市南区役所	市町村役場（2次）	—
8	備前県民局	県庁出先機関（1次）	
9	岡山県警察本部	警察署（1次）	
10	岡山中央警察署	警察署（2次）	
11	岡山東警察署	警察署（2次）	
12	岡山西警察署	警察署（2次）	
13	岡山南警察署	警察署（2次）	
14	岡山北警察署	警察署（2次）	
15	赤磐警察署	警察署（2次）	
16	機動隊及び交通機動隊	警察署（2次）	
17	高速道路交通警察隊南部方面隊	警察署（2次）	
18	岡山市消防局	消防署（2次）	
19	岡山市北消防署	消防署（2次）	
20	岡山市西消防署	消防署（2次）	
21	岡山市中消防署	消防署（2次）	
22	岡山市東消防署	消防署（2次）	
23	岡山市南消防署	消防署（2次）	
24	岡山桃太郎空港	空港（1次）	
25	岡山港（福島地区）	港湾（1次）	
26	岡山港（高島地区）	港湾（1次）	
27	JR 岡山駅	鉄道駅（1次）	
28	岡山県総合流通センター	物流拠点（1次）	
29	岡山空港流通団地	物流拠点（1次）	
30	岡山市中央卸売市場	物流拠点（1次）	
31	岡山トラックターミナル	物流拠点（1次）	
32	総合病院岡山赤十字病院	病院（1次）	
33	岡山済生会総合病院	病院（1次）	
34	国立病院機構岡山医療センター	病院（1次）	
35	岡山大学病院	病院（1次）	
36	岡山市総合医療センター岡山市立市民病院	病院（1次）	
37	鳥城公園一帯	広域避難場所	
38	岡山大学医学部付属病院	広域避難場所	
39	岡山県総合グラウンド	広域避難場所	
40	岡山大学	広域避難場所	
41	北長瀬未来ふれあい総合公園	広域避難場所、地域防災拠点	
42	県福祉センター一帯	広域避難場所	
43	芳泉小中学校高等学校一帯	広域避難場所	
44	岡山輸送センター一帯	広域避難場所	
45	西大寺高校一帯	広域避難場所	
46	西大寺緑花公園	地域防災拠点	
47	陸上自衛隊三軒屋駐屯地	自衛隊（1次）	
48	岡山ドーム	物流拠点（1次）	
49	川崎医科大学総合医療センター	病院（1次）	新規
50	岡山西大寺病院	病院（1次）	新規
51	防災航空物資センター	物流拠点（1次）	

## 9. 特定建築物一覧表（危険物含む）

表 資9-1 特定建築物一覽

用 途		指導・助言対象	指示対象	耐震改修義務付け対象
特定既存耐震不適合建築物 (法第15条第1項)		特定既存耐震不適合建築物 (法第15条第2項)		要緊急安全改修大規模建築物(附則第3条)、 要安全改修計画大規模建築物(法第5・6・7条)
学校	小学校 中学校 義塾等教育学校 中等教育学校の定期課程 又は特別支援学校 上記以外の学校	階数2以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む 階数3以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ1,500 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む -	階数2以上かつ3,000 m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む -
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	病院 診療所			-
	劇場 錠錠場 映画館 演芸場			-
	集会場 公会堂			-
	展示場			-
	卸売市場		-	-
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館		-	-
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		-	-
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ750 m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ1,500 m <sup>2</sup> 以上
	博物館 美術館 図書館	階数3以上かつ1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
多數の者が利用する建築物	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)		-	-
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量(別表)以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500 m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000 m <sup>2</sup> 以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難誘導沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難誘導沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6超)	左に同じ	計画的耐震改修建築物

※本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。

※上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。(法第16条)

法	政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第14条 第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管 又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又 は爆薬の区分に応じ、それぞれ 火薬・爆薬に定める数量
	第2号	石油類 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		危険物の規制に関する政令別表 第3の種別の欄に掲げる類、品名 の欄に掲げる品名及び性質の欄 に掲げる性状に応じ、それぞれ 同表の指定数量の欄に定める数 量の10倍の数量
第3号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定 する可燃性固体類	30トン	
第4号		危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定 する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号		マッチ	300マッチトン(※)	
第6号		可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号		圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号		液化ガス	2,000トン	
第9号		毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体 又は気体のものに限る）	20トン	
第10号		毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体 又は気体のものに限る）	200トン	

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で、7,200個、約120kg。

## 10. 災害に強い官公庁施設づくりガイドライン（抜粋）

### 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

(出典：「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」国土交通省、令和3年7月)

#### ○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設	災害応急対策活動拠点
I類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等※：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局 等】	
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く) 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部 等】	
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】	

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

#### 1. 耐力の割り増し

- 1)建築物に要求される機能に応じて、重要度係数(I)を設定。  
2)構造体の保有水平耐力(Qu)は、必要保有水平耐力(Qun)に重要度係数(I)を考慮した値以上であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

- ・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。  
・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

#### 2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の層間変形角は、原則として、制限値以下とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

- ・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章)：  
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>

建築構造設計基準：

<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>

建築構造設計基準の資料：

<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

#### ○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外部及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

#### ○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

## 岡山市の運用方針

防災拠点となる公共建築物は、以下の運用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (市の地域防災計画等で定めるもの)  例) 市庁舎、警察本部、警察署、 公立の学校、病院、体育館、 公民館、各種センター、消防署等	<input type="checkbox"/> 構造体(耐力の割り増し) II類以上 <input type="checkbox"/> 建築非構造部材 A類 <input type="checkbox"/> 建築設備 ・ 災害応急対策活動拠点 甲類 ・ 避難所 乙類

※ 適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するか否か等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※ 上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※ 学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。